

第 3 1 号議案

中野区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出します。

平成 3 0 年（ 2 0 1 8 年） 8 月 3 1 日

提出者 中野区教育委員会教育長職務代理 伊藤 亜矢子

（提案理由）

保育料の算定基礎となる市町村民税の所得割課税額の算定方法について、規定を整備する必要がある。

中野区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則

中野区立幼稚園条例施行規則（昭和42年中野区教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第6条第9項を同条第10項とし、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項中「前項」を「第3項及び前項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「所得税法（昭和40年法律第33号）第81条、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の17若しくは」を削り、「第295条第1項第2号」を「第295条第1項（第2号に係る部分に限る。）」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「前3項目」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 所得割課税額を算出する場合には、その者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。）の区域内に住所を有する者であるときは、当該者を中野区の区域内に住所を有する者とみなして、所得割課税額を算出するものとする。

第7条第2項中「前条第9項」を「前条第10項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成30年9月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 改正後の第6条の規定による中野区立幼稚園条例（昭和42年中野区条例第34号）別表に規定する所得割課税額の算出に係る手続

その他必要な行為は、この規則の施行前においても行うことができる。